

人権・同和教育指導のための 基礎資料

～指導の手引の実践化に向けて～



令和6年2月
愛媛県教育委員会人権教育課

【表紙】 令和5年度人権尊重の意識を高めるためのポスター作品
小学校高学年の部 特選
八幡浜市立江戸岡小学校 第6学年 吉川 陸

はじめに

近年、学校教育や社会教育の現場において、教職員や担当者の世代交代が進んでおり、学校においては、教職経験の少ない人権・同和教育主任が増加しています。人権教育課が昨年度実施した「人権・同和教育に関する研修内容について」のアンケートでは、経験の少ない教職員に対する同和問題学習をはじめとする様々な人権学習についての基礎的内容の研修を充実させてほしいという意見が多くありました。また、「令和4年度人権・同和教育の推進に関する調査」の結果によると、どの校種においても、児童生徒や教職員の人権意識は高まっているものの、教職員の授業力の向上や児童の実践力の育成が課題となっている傾向がありました。

そこで、今年度は、学校教育や社会教育の現場で役立つ、基礎的かつ具体的な内容を盛り込んだ「人権・同和教育指導のための基礎資料」を作成しました。本資料では、「人権・同和教育指導の手引」の解説や具体的な事例を紹介しています。

資料が、教職員研修や授業、社会教育の研修や学習の場で活用され、人権・同和教育の充実に役立つことを願います。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年2月

愛媛県教育委員会
人権教育課長

目 次

はじめに

I	進路を保障する教育の実践とは ······	1
1	就学前教育における子どもの成長・発達を保障する教育の実践 ······	2
2	義務教育における進路を保障する教育の実践 ······	4
3	高等学校等教育における進路を保障する教育の実践 ······	8
4	実践例 ······	10
II	同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進とは ······	13
1	同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解を深めながら、問題解決への意欲や技能、態度を育てるためには ······	13
2	差別の現実とその歴史的・社会的背景について正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への筋道を明らかにするためには ······	15
3	協力的・参加的・体験的学习を通して教育内容の充実を ······	16
4	教育活動全体を通した計画的・系統的な学習の推進 ······	19
III	仲間意識に支えられた集団づくりの推進とは ······	23
1	教職員と児童生徒、児童生徒相互の豊かな人間関係づくり ······	23
2	人権を尊重する心の育成 ······	25
3	自他の大切さを認め合い、将来にわたって支え合う集団づくり ······	26
4	様々な人権問題の解決に向けて取り組む意欲や技能、態度を育成するためには ······	29
IV	人権尊重の意識の高揚を図る啓発活動の推進とは[社会教育] ····	31
1	社会教育を行う上でのポイント ······	31
2	日常生活で活用することができる啓発資料や教材づくりとは ······	31
3	学校教育と社会教育との連携や融合を促進するとは ······	33
4	家庭や地域に人権文化を根付かせるための宣伝、情報提供とは ······	35

I 進路を保障する教育の実践とは

進路保障とは

日本国憲法 26 条には、「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」とあり、教育の機会均等を明確に規定しています。

しかし、「今日も机にあの子がいない」という言葉に象徴的に表現されるように、かつて被差別部落の子どもたちの多くは、歴史的、社会的な差別による貧困の中で、長欠・不就学を余儀なくされ、劣悪な生活環境による健康の問題ともあいまって、乳幼児期から全面的な発達と発育を阻害されていました。

同和教育は、まず子どもたちの自己実現に向けた進路保障の取組として出発したのであり、「進路保障は同和教育の総和」と言われるよう、取組の成果の集約が進路保障の実現にあると位置付けられてきました。

憲法の理念に基づく、全ての子どもの教育の機会を保障する取組こそが、「学力や進路を保障する人権・同和教育」の具現化であると言えます。

進路保障の取組は、具体的には学力保障や就労保障の実践として推進され、大きな成果を挙げてきました。そして、差別による貧困の中での長欠・不就学や健康の阻害という課題は、基本的に克服されました。しかし現在においても、新たに子どもたちの進路実現を阻む要因は発生しています。すなわち、いじめや不登校、ヤングケアラー や高等学校等中途退学者の問題、さらにはその背景の一つにある学力保障の問題など、現在的な進路保障の課題は山積しています。

進路保障の取組は、被差別部落の子どもたちをはじめ困難な状況に置かれた子どもたちはもちろん、全ての子どもたちに関わる課題として取り組まれてきました。今後も、同和問題をはじめとする様々な人権問題に直面する子どもたちへの配慮を基本におきながら、全ての子どもたちへの学習機会の保障と自己実現の支援という視点から推進されなければなりません。

1 就学前教育における子どもの成長・発達を保障する教育の実践

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(就学前教育)

2 子どもの成長・発達を保障する教育の実践

- (1) 家庭や地域に出向くことなどにより、生活背景に目を向け、実態を把握し、心身の調和のとれた子どもを育成する。
- (2) 一人ひとりを大切にした教育を実践することにより、自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を育てる。
- (3) 家庭や地域との密接な連携の下に、学習会や子育て相談等で、基本的な生活習慣や人の関わりなどの問題を提起し、協力してその解決を図る。
- (4) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連絡会などを計画的に実施し、子ども一人ひとりの実態や指導の在り方について相互理解を深め、発達や学びの連続性を踏まえた指導に努める。

(1) 生活背景に目を向けるとは

子どもたちの生活は、家庭と園(所)での生活に区別がつきにくく、24時間が連続しているため、園(所)での様子とともに、生育歴や生活背景を捉えてはじめて、一人ひとりを尊重した環境をつくることが可能となります。

(子どもの背景を総合的に捉える手立て)

- 言葉・表情・行動など多面的に子どもの変容を捉える視点を養う。
- 保護者と直接関わる場を大切にし、単に子どもの情報交換にとどまらず、保護者自身の生き方や思いを知ることで、心のつながりを深め、信頼関係を築く。
- 地域の行事等への参加を通して、人々の思いや願いを知り、地域の中で共に育てるという意識をもつ。

《事例》 外国籍の子どもの育ちを支援する (四国中央市立寒川保育園)

マリア(3歳)の両親は、日本語を少しは理解できますが家庭では母国語で会話をしていました。マリアは、指差しや「うん」「いや」など簡単な言葉で意思を伝えていましたが、思いが通じないと床に転がって気持ちを発散させることができました。

マリアへの支援

「園では日本語で関わってほしい」という保護者の願いを受け、友達の名前をフルネームで呼ぶ、給食のメニューや食べ物の名前を伝える、季節の草花や虫を図鑑で調べるなど、言葉への関心を高めるとともに、友達と一緒に過ごす楽しさを味わわせるようにしました。

両親への支援

保育園からの便りに読み仮名を加える、行事の内容を分かり易い言葉で伝える、挨拶でコミュニケーションを取る、識字学級を紹介するなど言葉による困り感を減らすとともに、保育者が仲立ちして保護者同士をつなぐなど孤立しないよう積極的に関わりました。

(2) 一人ひとりを大切にした教育とは

自他の認識が未分化なこの時期の人権意識は、自分を意識したり、相手の存在に気付いたりするところから始まります。他者との関わり合いの中で、無意識のうちに子どもたちは、自分は大切にされていると感じるようになります。このように愛されている自分を感じることが、相手を大切に思う気持ちへとつながっていきます。

教職員が子どもを正しく理解するために、一人ひとりがかけがえのない存在であることを実感として捉え、子どもの育つ力を信頼し、子どもの立場に立って考え、子どもの姿から学ぼうとする姿勢をもつことが大切です。

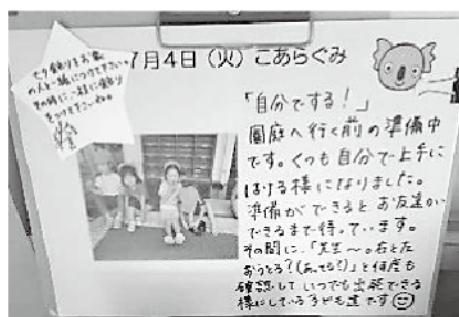
(3) 基本的生活習慣の定着に向けて

子どもの発達は、睡眠、食事、遊び、休息等の生活リズムが大きく影響しています。生活の中で正しいリズムが保障されていない要因を見抜き、発達年齢と個人の発達特性に応じた生活リズムを整えていく必要があります。

『**《事例》 基本的生活習慣の定着に向けて～家庭との連携を通して～ (西条市立河北こども園)**

連絡ノートなどを活用して、「前夜から今朝の排便の様子」「飲んだミルクの量」「前夜と今朝の食事の様子」「睡眠時間」などを可能な範囲で把握することで、個に応じた対応ができるように努めています。

また、便りや保育ドキュメンテーションを通じて、園と家庭生活の連續性を意識しながら基本的な生活習慣を整えたり、身に付けたりしていくことが子どもの心身の健康と成長につながります。



【靴が上手に履けるようになった日の保育ドキュメンテーション】

保育ドキュメンテーションとは

日々の子どもの様子や言動などを写真や動画、音声、コメント等で記録したものです。

文字だけでなく、写真や動画等を用いた記録を行うのが特徴で、保護者が保育の場面をイメージしやすくなります。



(4) 発達や学びの連續性を踏まえた指導とは

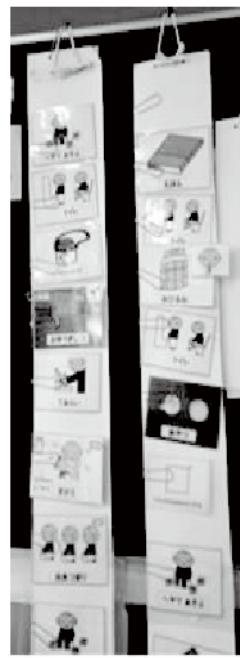
子どもは、遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ね、それらの役割等に気付き、自らの必要感に基づいて活用し、興味や関心、感覚をもつようになります。

『事例』 数量、図形、言葉への関心を高める環境の工夫（西条市立河北こども園）

子どもが生き生きと数量や図形、言葉などに親しむことができるよう遊びや環境を工夫したり、言葉や身振り、表情など、様々な表現を多面的に受け止めたりしながら、学力の基盤を養い、自分らしく生きる力を育成しています。



【数・色・名前に関する遊び】



【スケジュールの見通しをもたせる工夫】

2 義務教育における進路を保障する教育の実践

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述（義務教育）

2 進路を保障する教育の実践

- (1) 全ての児童生徒が喜びをもって参加できる学校づくりに努め、いじめや不登校等の解決に取り組む。
- (2) 自分も周りの人もかけがえのない存在であることを実感できる学級・学校の環境づくりに努めながら、児童生徒一人ひとりを大切にした指導を通して、確かな学力を身に付けさせる。
- (3) 家庭や地域と連携し、困難な条件の下にある児童生徒の実態を的確に把握し、悩みや願いに応える実践を通して、学力と進路の保障に努める。

(1) 全ての児童生徒が喜びをもって参加できる学校づくりとは

進路を保障する教育の実践のためには、全ての児童生徒が喜びをもって参加し、自分も周りの人もかけがえのない存在であることを実感できる学級・学校づくりが必要です。

そのためには、児童生徒一人ひとりの生活を多面的に見つめ、実態を正しく把握することが大切です。さらに、児童生徒の悩みや願いに応えられるように、児童生徒が相談しやすい関係づくりを行うことも重要です。

《事例1》 学校生活アンケート（大洲市立新谷小学校）

児童の悩みや不安の早期発見、早期対応のために、「学校生活アンケート」を月末に実施しています。児童の思いや願いを知るよい機会となっています。定期的な教育相談に加え、気になることがあった場合にはすぐに教育相談を実施し、必要であれば校内支援委員会を開いたり、全教職員で問題の共有を図ったりして対処するようにしています。

ただ、全ての児童が思いや願いを書けるとは限りません。普段の日記指導や休憩時間の児童との触れ合い、何でも話せる学級の雰囲気づくり等を大切にすることが必要です。

学校生活 アンケート

- 1 学校へ来るのは楽しいですか。
- 2 悪口を言われたり、たたかれたりしたことはありますか。
- 3 なまはげられや無視をされたことはありますか。
- 4 いじめられたことがありますか。
- 5 遊び時間にいっしょに遊ぶ友達がいますか。
- 6 今、悩んでいることはありますか。
- 7 先生方にたたかれたり、けられたりしたことはありますか。

子どもたちからのサインをいち早くキャッチし、共有し、連携しながら対応することは大切ですね。

また、児童が楽しいことだけでなく、つらさや悩みを話せることができるような雰囲気をつくったり、よりよい人間関係を築いたりすることも大事ですね。



《事例2》 生活リズムチェック

学期に1回、生活リズムチェックをしています。目標を決め、起床時間、就寝時間、学習時間、ゲーム時間等を一週間記録し、児童と保護者が頑張ったことや反省と一緒に考えるよい機会となっています。就寝が遅い児童や朝食を食べていない児童など、声掛けや支援が必要な児童がいれば、保護者と話し合う時間を設けたり、全教職員と情報の共有を図ったりします。

早寝早起き朝ごはん 生活リズムチェック（11月）

年 級 番 名前

○まず、もくひょうをきめましょう。低学年はおうちの人ときめましょう！

目標	おきる時こく		ねる時こく		学習時間		テレビ・ゲームの時間	
	時	分	時	分	分	分	分	分
例 7月2日(日)	6時10分		9時00分		60分	60分	出た ○	出ない ×
11月27日(月)	時	分	時	分	分	分		
11月28日(火)	時	分	時	分	分	分		
11月29日(水)	時	分	時	分	分	分		
11月30日(木)	時	分	時	分	分	分		
12月1日(金)	時	分	時	分	分	分		
12月2日(土)	時	分	時	分	分	分		
12月3日(日)	時	分	時	分	分	分		

子どもたちの家庭での様子を把握するためには、このようなチェックは有効です。

子どもたちの生活背景や困り感、悩みなどの実態をつかみ、家庭や地域と連携しながら、みんなで子どもたちを支えていきましょう。



(2) 児童生徒一人ひとりを大切にした指導とは

学校では、子どもたちの多様な実態を認識、把握し、それぞれの課題と個性に応じた学力・進路保障を進めていかなければなりません。そのことが一人ひとりを大切にすることへつながります。

«事例» 小学校 授業改善 ペア学習やグループ学習の導入

授業の中で児童が自尊感情を高めたり、互いの思いを大切にしたりするためには、普段から一人ひとりの思いや考えを大切にする授業を実践していくことが大切です。児童は学習の中でいろいろな思いや考えをもっています。勉強が楽しいと感じる児童もいれば、苦手だと感じる児童もいるでしょう。

そこで、ペアやグループで話し合うことを導入することで、いろいろな価値観を共有する場がもてます。また、学級全体の前では発表しにくい児童も、少人数では発表することができたり、1人1台端末を活用することで安心して意見を出したりすることができ、互いの意見を大切にする支持的風土が生まれます。意見を発表した児童も自分の考えが大切にされることで、自尊感情を高めていくことができます。

«情報» メタサポキャンパス

愛媛県教育委員会では、自宅から出ることができない全ての不登校児童生徒を支援するために、メタバース(仮想空間)上の学びの場である「メタサポキャンパス」を開設しています。担当スタッフの巡回等により不登校児童生徒への「つながり」をつくり、個々の状況に応じた学習の機会を確保し、社会的自立に向けた支援の充実を図っています。

(3)-1 家庭や地域、関係機関等と連携し、困難な状況の下にある児童生徒への対応とは

児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会で過ごしています。人権感覚の育成には、学校での学習を肯定的に受容する家庭や地域の基盤づくりが必要です。

近年、学校外の施設等で学ぶ子どもも増えてきています。本人の希望を尊重した上で、場合によっては、様々な関係機関等と連携し、社会的自立への支援を行うことが必要です。

«事例» 小学校 学習会 (大洲市立新谷小学校)

月2回程度、地域の福祉会館が主催している学習会に教師が出向き、サポートをしています。勉強が苦手な児童も、補充学習で予習・復習を行うことで、授業で発表する機会が増えるなど、意欲的に取り組む姿も多く見られるようになってきました。



(3)-2 学力と進路の保障とは

児童生徒が自分らしく生き生きと輝くためには、学習の基盤となる基礎・基本をしっかりと身に付けさせることが大切です。学習の理解度は児童生徒によってそれぞれ違い、学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になることもあります。そこで、確かな学力の定着のために、指導方法や指導体制を工夫しなければなりません。

《事例》 中学校 学習相談（上島町立魚島中学校）

本校では、定期テスト発表期間の放課後を活用し、事前に申し込んだ生徒の求めに応じて行う「学習相談」を行っています。生徒が「分かる」「できる」を感じられるようするために、授業内容を押さえ直し、学習内容の確実な定着を目指して取り組んでいます。

※学校によっては、「補習」等、名称が異なることがあります。

《事例》 中学校 職場体験学習

職場体験学習では、生徒が直接働く人と接し、実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させることができます。また、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培うための教育活動として、重要な意味をもっています。

愛媛県教育委員会では、コミュニケーション能力や忍耐力、望ましい勤労観・職業観など、働く上で必要となる基礎的な力を育成するとともに、地域の産業や企業の魅力を知り、地元で働くよさを実感できるよう「えひめジョブチャレンジU-15事業」として、地域での5日間の職場体験学習を行っています。多くの人の触れ合いから、働くことの意義を考えたり、生徒が自分の在り方を見つめたりする姿勢が醸成できるよう、指導や支援を行う必要があります。



<参加した生徒の感想> えひめジョブチャレンジU-15事業ホームページより

工場の方々のまなざしや取組を見て、皆さんが本当に車を好きだということが分かりました。ほかにも、何が原因か分からず難しいことにも前向きに取り組む姿を見て、職人のすごさを知りました。店長さんが言ってくださった10年後の未来を想像しながら、今できることを頑張り、今後、自分の夢に向かって進んでいくことを決意しました。

なお、愛媛県教育委員会では、令和6年度から、小学校におけるキャリア教育の充実を図るために、県内公立小学校6年生を対象としたプレジョブチャレ「夢わく Work(わくわく)フェスタ」を開催します。

3 高等学校等教育における進路を保障する教育の実践

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(高等学校等教育)

2 進路を保障する教育の実践

- (1) 全ての教育活動において生徒一人ひとりを見つめた指導の徹底を図り、生徒や保護者の願いに応える指導・助言を行うとともに、勤労観・職業観を育成し、適切な進路選択ができるよう努める。
- (2) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、個性と可能性を伸ばすことによって、全ての生徒に、将来の進路についての希望をもたせ、たくましく自らの生活を切り開いていく力量を身に付けさせる。
- (3) 家庭や地域、関係機関等と連携し、困難な条件の下にある生徒の進路保障の徹底に努める。

(1)-1 生徒一人ひとりを見つめた指導の徹底を図るとは

生徒一人ひとりが学習の主体者として、安心して生き生きと学校生活を送り、その中で自分の個性や能力を最大限に発揮することができるよう、人権尊重の理念を基本に据えた教育環境の整備を行うことが大切です。

人権に配慮した環境づくり

人権・同和教育の視点から教育内容や学校施設の在り方等を点検、改善する。

生徒の個性や自主性を尊重した取組

生徒の主体的な活動が期待できる学習の場(ホームルーム活動、学校行事、体験的活動、委員会活動など)を保障する。

教職員研修の在り方

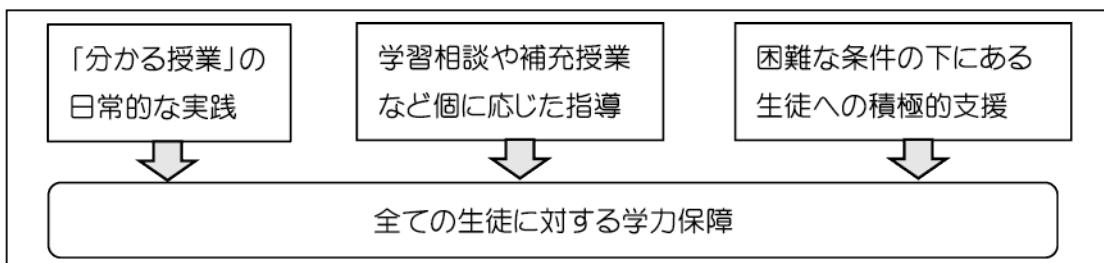
学校が真に人権に配慮した教育環境の下にあるかどうかについて、全教職員が共通理解を深め、常に点検と改善を進めていく。

《参考》 生徒の人権を尊重した教育環境づくりの実践

県内各地の学校では、人権・同和教育の視点を踏まえたよりよい教育環境づくりが進められています。例えば、「生徒・教職員・保護者の対話による校則や制服の見直し」「全ての生徒が活躍できる学校行事の創意工夫」など、社会の変化に応じて、それまでの「当たり前」を生徒と共に再検討する取組が実践されています。学校や地域に潜む人権課題に気付き、その課題を主体的かつ協働的に解決しようとする力を、教職員は生徒と共に身に付けなければなりません。

(1)-2 勤労観・職業観を育成し、適切な進路選択ができるよう努めるとは
高校生に身に付けさせたい勤労観・職業観として、「自己理解を深め自己を受容できること」や、「多様な生き方や進路・職業の理解に立って、自分なりの勤労観・職業観を確立すること」などが挙げられます。このような勤労観・職業観を身に付けさせるためには、インターンシップをはじめとする体験的な活動を積極的に取り入れたり、地域の教育力を活用したりするなど、生徒の学ぶ意欲を高め、実践力を身に付けさせるための創意工夫が求められます。

(2) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、個性と可能性を伸ばすとは



《事例》 生徒の学びやすさにつながる通級による指導

愛媛県教育委員会では、平成30年度から高等学校における通級による指導を導入し、令和5年度は3校が実施しています。通級による指導では、大半の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、一人ひとりの困難さに応じた特別の指導を受けることができます。認知機能やソーシャルスキルのトレーニングを行ったり、グループワークを通して他者との関わり方を学んだりするなど、指導内容は多岐にわたります。こうした指導を通して、生徒は、学ぶ意欲や自己肯定感を高め、希望する就職や進学を実現するなど、進路実現の面でも大きな成果を上げています。

(3) 家庭や地域、関係機関等と連携し、困難な条件の下にある生徒の進路保障の徹底に努めるとは
生徒の生活背景の理解を踏まえた進路保障を進めるため、家庭や地域との連携・協力は欠かせません。

《事例》 公営塾の運営－地域と連携した学力保障の一（西予市）

県内には、地域の高校生の学力保障及び進路保障を目指して立ち上げられた公営塾があり、市が運営する野村町の「あやぐも塾」は、その一つです。市の地域おこし協力隊がスタッフとなり、それぞれの個性や経験を活かした教育が提供されています。費用負担が少なく、大学等への進学を目指す高校生が積極的に利用しており、利用者の進路実現に大きく寄与しています。

4 実践例

事例1 小学校 学級活動 「将来について考える」

ねらい

様々な職種、職業について学習を深め、どんな職種、職業でも、性別に関わらず就業できることを知り、学ぶことや人と関わることを大切にしながら、自分の将来について考えようとする心情や態度を育てる。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 様々な職種、職業に対するイメージについて考えましょう。 ・運転手(タクシー、バス、電車など) ・大工・看護師・保育士など	・男の子だから、女の子だからという気持ちはないか、ゆさぶる。
○ 自分が就きたい職種、職業について調べましょう。	・まだはつきりしていない児童には、自分が好きなことや興味があることで調べるよう助言する。
○ 調べたことや思ったことを発表しましょう。	・職種、職業に対する視野を広げ、あらゆる職業に就くことができる可能性を感じ取らせる。
○ 将来に向けて、今から自分にできることを考えましょう。	・自分の将来について考え、今の自分を見つめることで、将来の目標に向けて努力しようとする心情を高めさせる。

留意事項

- キャリアパスポート、道徳科の授業と関連付けて考えさせると効果的である。
- 地域の方をゲストティーチャーとして招いて展開することも考えられる。

《資料》「学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム」

児童生徒に固定的な性別役割分担意識にとらわれずにキャリア形成を支援できるようにするためにには、まず、教職員自身がそのような意識をもつことが大切です。この教職員プログラムを通した教職員同士の学び合いを活用して、教職員自身の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等について気付き、男女共同参画を推進する意識を醸成することを促すとともに、自らの働き方や家庭生活について、男女共同参画の視点から再考してみてはどうでしょうか。

出典：学校における男女共同参画の推進のための
教員研修プログラム 実施の手引き
独立行政法人国立女性教育会館



事例2 中学校 学級活動 「就職差別の解消に向けて」

ねらい

「就職差別につながるおそれのある項目」(「14 項目(事項)」)について正しい知識を身に付け、差別の解消に向けて、勇気をもって正しい行動をすることができる強い意志を養う。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 面接の質問内容について、おかしいと思うものはありませんか。	・本人の能力や適性を見て判断されるべきであることを押さえる。
不適切な質問の例	<ul style="list-style-type: none">・「本籍地を教えてください」・「御両親は健在ですか」・「お父さんはどこの会社に勤めていますか。そして、どんな役職ですか」
○ 社用紙と全国高等学校統一用紙を比べて、どこが変わっているでしょうか。	・二つの資料を比較することで、削除された項目を明確にし、なぜ削除されたのかを考えさせる。 ・「就職差別につながるおそれのある項目」(「14 項目(事項)」)について説明する。
○ 就職差別をなくすために、私たちができることは何でしょうか。	・実際に、「就職差別につながるおそれのある項目」(「14 項目(事項)」)に直面したときに、どのように対処すべきかを考えさせる。 ・不適切な質問に答えないことが就職差別のない社会づくりにつながることを理解させる。

留意事項

- 全国高等学校統一用紙ができるまでの背景について説明し、差別解消への取組がなされていることを押さえる。
- 就職差別に気付いたとき、差別を解消するために行動できる力を身に付ける必要があることを押さえる。

出典・参考資料

- ・人権・同和教育資料(愛媛県教育委員会人権教育課)
「同和問題学習の系統性を踏まえた指導者研修資料」(平成 26 年3月)
- ・人権・同和教育資料(愛媛県教育委員会人権教育課)
「指導に役立つ『同和問題学習基礎資料』」(平成 30 年3月)



事例3 高等学校等 ホームルーム活動 「確かな進路保障のために」

ねらい

就職について、面接試験や就業の場で起こり得る差別について理解させ、主体的に差別解消に向けて取り組むための実践力を身に付けさせるとともに、差別から自分の命を守ることの大切さを認識させる。

展開例

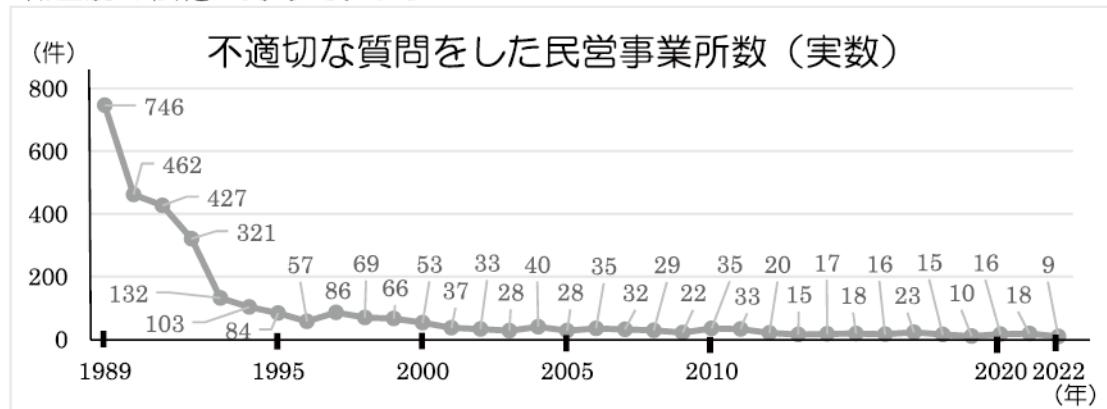
学習内容及び学習活動	目指す生徒の姿
○ 模擬面接を行う。	・受験者の立場を考えて、真剣に取り組んでいる。
○ どの質問が不適切で、どのように対処すべきであったかについて話し合う。	・不適切である理由を理解し、正しい対処方法について積極的に話し合っている。
○ ペアワークを行う(不適切な質問に正しく対処する)。	・不適切な質問に正しく対処する実践力を身に付けています。
○ 現在、職場でどのような差別が起こっているかについて話し合う。	・様々な労働問題に関心をもっている。
○ 卒業後に、人権問題で困ったときの相談機関を知る。	・自分の命を守ることの大切さと、相談機関について理解している。

留意事項

- 中学校における既習事項(全国高等学校統一用紙、就職差別につながるおそれがある14項目(事項))を踏まえ、就職差別に立ち向かう実践力を身に付けさせる。
- 進路保障の取組の意義を深く考えさせ、卒業後も社会生活を営む上で人権を守る行動の大切さに気付かせる。

《資料》 高等学校等 公共職業安定所との連携－就労保障の取組－

愛媛県高等学校等進路保障連絡協議会は、1989(平成元)年度から高校生の就職差別について実態調査を行っています。不適切な質問等があった事業所に対しては、速やかに公共職業安定所を通じた指導が行われることを原則として、就職差別の根絶に努めています。



II 同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進とは

1 同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解を深めながら、問題解決への意欲や技能、態度を育てるためには

(1) 人権尊重の意識の芽生えを培う教育内容(就学前教育)

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(就学前教育)

3 人権尊重の意識の芽生えを培う教育内容の創造と実践

- (1) 子どもの主体的な遊びや多様な生活体験、言葉による伝え合いを通して、豊かな感性や表現する力を育てる。
- (2) 自然体験や動植物の飼育・栽培など、心に響く体験活動を展開することによって、生命を大切にする感性やいたわりの気持ちなど、豊かな心情を育てる。
- (3) 身近な人々と交流し共感し合う体験を通して、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わわせ、他の人を大切にする心を育てる。

子どもたちに豊かな感性や表現する力、豊かな心情や他の人を大切にする心などを育むためには、次のような様々な経験や体験を行うことのできる環境を整えることが重要です。

育てたい力	活動例
<u>豊かな感性や表現する力</u>	<ul style="list-style-type: none">・絵本の読み聞かせ(物語、童話、民話など)<ul style="list-style-type: none">○ 絵本の読み聞かせによって身に付けさせたい力<ul style="list-style-type: none">○ 自尊感情の向上○ 友達の大切さ○ 正しい職業観○ ジェンダー平等○ 多様性の尊重○ 「障がい」についての理解 など・造形遊び ・劇遊び ・音楽遊び ・話合い活動 など
<u>豊かな心情</u>	<ul style="list-style-type: none">・動植物の世話・自然とのふれあい
<u>他の人を大切にする心</u>	<ul style="list-style-type: none">・異校種間交流(小・中・高等学校など)・施設との交流(公民館、隣保館、福祉施設など)・地域の方とのふれあい (高齢者、障がいのある方、外国籍の方など)

《事例》 つぶやき詩 (学校法人パコダ学園 パコダ幼稚園)

言葉を育てる具体的な実践として子どもたちの言葉にフォーカスした「つぶやき詩」を作成しました。

「よいところ」
ママ、〇〇くんてね、
優しいんよ。
(お友達のよいところを自然に見付けて、よく話してくれました。)
(記録・母)

「さびしいわ」
(お友達が休みで……)
明日、△△ちゃんがきたら えーのにね……
なんか、さびしいわ
(記録・保育士)

人権・同和教育とは、心を育てることであり、心を育てるとは、言葉を育てることだと考えます。遊びや生活の中の会話で、幼児のつぶやきやその言葉から感じたことや思ったことを記録しました。

この取組により、保育士も保護者も幼児の言葉に敏感になり、幼児のつぶやきを意識して「聞く」ようになり、幼児にとっては、自分の言葉をしっかりと受け止めてくれる人がいることで安心して、より語ることができるようにになってきました。

(2) 人権教育を通じて育てたい資質・能力を培う教育内容(学校教育)

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(義務教育)

3 同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進

- (1) 身の回りにある差別や偏見、さらには生活の中の不合理や矛盾に気付く基礎的能力を身に付けさせ、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解を深めながら、問題解決への意欲や技能、態度を育てる。
- (2) 人権の歴史についての学習を中心に、差別の現実とその歴史的・社会的背景について正しい理解と認識を深め、差別解消への道筋を明らかにする。

人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)には、**人権教育を通じて育てたい資質・能力を培う教育内容**について、次の3つの側面から捉えることができるとしています。

知識的側面

人権に関する知的理に深く関わるもの

- ① 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- ② 人権の歴史や現状についての知識
- ③ 国内法や国際法等に関する知識
- ④ 自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識 など

価値的・態度的側面

技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるもの

- ① 人間の尊厳
- ② 自他の価値の尊重
- ③ 多様性に対する肯定的評価
- ④ 正義や自由、平等などの実現のために活動しようとする意欲や態度 など

技能的側面

価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるもの

- ① コミュニケーション技能
- ② 合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見極める技能
- ③ 相違を認めて受容できるための諸技能
- ④ 協力的・建設的に問題解決に取り組む技能 など

人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】 (平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)

人権教育を通じて育てたい資質・能力

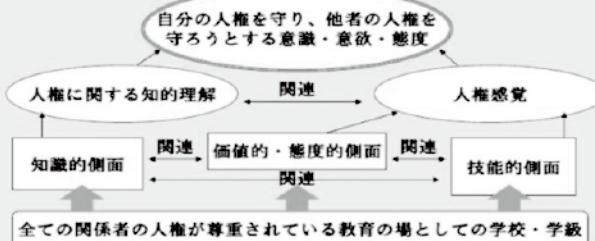
「人権教育を通じて育てたい資質・能力」
自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動

(参考)

人権教育の指導方法等の在り方について

【第三次とりまとめ】 (平成20年3月)

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議



2 差別の現実とその歴史的・社会的背景について正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への筋道を明らかにするためには

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(高等学校等教育)

3 同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進

(1) 部落差別の現実に学ばせることを通して、同和問題の本質を正しく認識させるとともに、この問題の解決に自ら取り組もうとする意欲を高めさせる。

(2) 同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への筋道を把握させ、明るい展望をもって主体的に学習に取り組ませることにより、全ての人の基本的人権を尊重し、あらゆる人権問題の解決を図っていくための資質や能力の育成に努める。

今も残る部落差別に目を向け、差別の現実に学ばせることを通して、「自分は何ができるのか」「何をしなければいけないのか」といった課題意識をもたせ、解決に向けての意欲と実践力を養うことが大切です。

今も残る部落差別とは(一例)

結婚・就職等における差別

結婚に反対したり、就職等において不利な扱いをしたりします。

差別落書き

特定の個人や地域を、差別表現を用いた落書きで誹謗中傷をします。

ネット上の差別情報の掲載

インターネット上で、部落差別を助長する情報や動画を掲載します。

差別につながる身元調査

出身地を調べたり、特定の地区が被差別部落かどうか調査したりします。



差別の起りや人権獲得の歴史を正しく理解し、今も残る部落差別を解消していくことが重要です。

部落差別の歴史的・社会的背景

○中世の「社会的差別」

死や出血にかかわる仕事を行う人
神にかかわる芸能の仕事を行う人
自然に変化をもたらす仕事を行う人 など



「ケガレに触れ、それを清める人」(畏敬)
「自分たちとは違う特別な人」(畏怖)

※ 死や出血、天災などにより生じる不吉なものをケガレと呼び、放置すると災厄をもたらすとされたため、ケガレを清める人々が必要とされたのです。

人々がケガレを怖れるようになるにしたがい、ケガレに触れ、ケガレを除く役割を担った人々が、次第に日常生活から排除されていきました。(「社会的差別」)
しかし、この時代は、まだ制度として身分が固定されたものではありませんでした。

○近世の「制度としての差別」

身分・住居・職業が固定化されていく中で、

中世に差別されていた人の一部
天災などで土地を捨てた百姓の一部
主君を失った武士の一部 など



「かわた」(やがて「えた」と呼ばれるようになる)・「ひにん」と呼ばれる身分が形成され、居住地の移動が制限されています。

幕府が、人々の心に存在していたケガレ観や賤視観を基盤にして差別を強化し、部落差別が制度的に確立しました。(「制度としての差別」)
武士支配を維持していくための手段として利用されたのです。

部落差別の不合理さや矛盾に気付き、社会を変えていこうとしてきた人々に学ぶことが、自分の生き方を考えることにつながります。

同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への筋道

差別は「今」「ここ」にあります

差別は現在も身近なところにあります。見ようとななければ見えません。今も苦しめられている状況を放っておくことはできません。

差別は自然にはなくなりません

正しく知ること、間違って理解している人に正しいことを伝えることが大切です。

差別は突然現れます

差別に加担してしまうことがないよう、自分で考え判断し行動する力を身に付けることが大切です。

私たちは歴史の最先端に立っています

人々が仲間と共に人権を獲得していった歴史に学び、基本的人権が尊重される社会づくりに向けて自分の生き方を考えましょう。

3 協力的・参加的・体験的学習を通して教育内容の充実を

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述（義務教育）

3 同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進

(4) 人権集会や交流学習など、児童生徒が主体的に参加したり体験したりする活動を通して、教育内容の充実に努める。

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述（高等学校等教育）

3 同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進

(3) 知識理解の定着を図るとともに、参加体験型学習などを取り入れることによって、生徒の感性への働き掛けを重視した指導内容と方法の創意工夫に努める。

「自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする」といった価値や態度、コミュニケーション技能、批判的な思考などの技能は、言葉で教えるものではなく、児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものです。児童生徒が自ら主体的に他の児童生徒たちと共に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえます。次の3つの学習を大切にしながら人権・同和教育を推進していきましょう。

【協力的な学習】

児童生徒が自分自身と学級のみんなにとってためになるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習です。何かを生み出したり、作り出したりする能力を促進させ、学力の向上にも影響を与えます。さらに、他者に寄り添い、支え合いながら責任感に満ちた人間関係を助長し、社会的技能や自尊感情を育みます。

【参加的な学習】

学習課題の発見や学習内容の選択などにおいて、児童生徒が主体的に参加することを基本とする学習です。他者の意見に真剣に向き合い、他者の痛みや苦しみに共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができます。

【体験的な学習】

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決方法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習です。自らの心と頭脳と体とを働かせて、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができます。

（参考）人権教育の指導方法等の在り方について
〔第三次とりまとめ〕（平成20年3月）

《事例》 隣保館との交流（大洲市立大洲こども園） 参加的 体験的

幼稚園と隣保館が、「りんぽかんまつり」を通してつながっていきます。まつりの実行委員の方の、「隣保館をもっと知ってほしい」という強い思いにふれ、職員全員で部落問題を学んでいました。まつりに参加したことをきっかけに、園行事である「おみこしパレード」でも隣保館を訪れました。活動の中で、ある園児が、「隣保館って遠いね」と言いました。このことから、子どもたちの隣保館の遠さというのではなく、隣保館という存在が遠いのだと気付きました。その後、園外保育で隣保館へ出かけ、館長さんや利用者の方との交流を通して、子どもたちから「また隣保館に寄って帰る？」などの声が聞かれるようになりました。

園児だけでなく教職員も、隣保館のことを知り、活動に参加することで、部落問題を知ること、理解するということが、子どもたちの人権・同和教育につながっていくことに気付くことができました。また、身近な人々と交流し共感し合う体験を通して、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わわせ、他の人を大切にする心を育てるにつながっています。

子どもたちにとって、このような交流は、隣保館に地域の身近な施設として親しみをもつことにつながるのではないかでしょうか。また、教職員や保護者にとっては、人権啓発の拠点として、各種相談事業や様々な人権問題の解決のための事業を行っている隣保館の活動を知ることになり、同和問題をはじめとする様々な人権問題の理解、さらには解決に向けての意欲や実践力につながります。



《事例》 中学生との交流[人権劇鑑賞]（新居浜市立惣開小学校） 参加的 体験的

毎年、6年生の児童が中学校の人権劇を鑑賞しています。

鑑賞後には、中学生と感想を交流する場も設けています。中学生が人権問題と向き合い、人権劇をつくり上げたことを話したり、劇の感想や自分が出会った人権課題等について意見を述べ合ったりします。



児童の表情は、自然と真剣なものになっていました。中学生の話合いを聞く中で、児童なりに「自分だったらどう思うのだろう」と考えを巡らせていました。中学生による人権劇を鑑賞することで、6年生に人権問題への関心をもたせることができるよい機会となっています。



劇を鑑賞することは、様々な人権問題を身近な問題として捉え、解決に向けての意欲や実践力の向上につながっていきます。さらに、感想交流を行い多様な意見にふれることで、共感したり尊重したりしながら、自分自身の思いを深めることができ、それが個々の人権意識を高めていくにつながります。

≪事例≫ ハンセン病問題学習（伊予市立双海中学校） 協力的 参加的 体験的

伊予市では、ハンセン病問題の授業を実践するに当たって、市内人権・同和教育主任会で作成された授業パックを使用し、生徒の知的理解を深めています。本校では、授業後に代表児童が、市が主催する国立療養所大島青松園での現地研修へ参加し、学んだことを学級で報告したり、人権啓発劇で全校生徒や地域の方へ発信したりしました。また、授業の中で活用したVTRに登場する方を招いて話を来ていただく機会を設けたことで、生徒は、ハンセン病問題をより身近な問題として捉えることができるようになりました。

人権啓発劇をつくる過程では、学級活動で、ある一場面を演じながら登場人物の気持ちについて意見を出し合い、理解を深めました。そのことで、生徒が互いに協力しながら主体的に活動することができました。一方で、国立療養所大島青松園での現地研修には、一部の生徒しか参加できなかつたため、体験を通して学んだことを他の生徒へどのように伝えると効果的であるかが課題となりました。

現地研修は、差別の現実や差別との闘いについて知り、たくましく生きる人々の姿から学ぶことができるため、差別解消への意欲や実践力を高めることにつながります。そして、学んだことを劇化することは、何かを生み出したり、つくり出したりする能力等、様々な能力の育成につながります。さらに、学級で一場面を演じて話し合う学習は、多くの生徒にとって学びを深める取組となっています。



≪事例≫ 「こども食堂」ボランティア（県立宇和島南中等教育学校） 参加的 体験的

有志生徒が、地域の「子ども食堂」にボランティアスタッフとして参加しています。担当教員が、「子ども食堂」を運営するNPO法人と連絡を取り合いながら開催日を全校生徒に案内しており、令和4年度は延べ70人ほどの生徒が参加しました。食堂には子どもからお年寄りまで来場するため、生徒たちは調理や配膳・片付けだけでなく、参加者との会話やゲームなどの催しを通して、多世代との交流を楽しんでいます。



〈生徒の感想〉

実際に参加してみると想像以上の人々が来てくださり、忙しく大変だった反面、達成感が大きかったのを覚えています。このような取組が地域の活性化やひとり親家庭、一人暮らし世帯の増加に対応する素晴らしい取組であると実感するとともに、私たち若者が積極的に参加していくことが、地域社会の活性化や人権が尊重された社会の実現につながっていくと思いました。



生徒は、体験を通して、地域の人権課題に気付き、誰もが住みやすい地域社会の実現に向けて自分たちにできることを考えていきます。調理だけでなく、多様な立場の参加者と会話やゲーム等を通じて交流をすることは、他者に共感したり、他者を尊重したりする態度の育成につながっていきます。

4 教育活動全体を通した計画的・系統的な学習の推進

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(就学前教育)

3 人権尊重の意識の芽生えを培う教育内容の創造と実践

(4) 人権・同和教育の指導計画を作成し、教育環境や指導方法の工夫・改善に努める。

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(義務教育)

3 同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進

(3) 各教科、特別の教科道德、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通して計画的・系統的な学習を推進する。

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(高等学校等教育)

3 同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進

(4) 相互に尊重し合いながら、よりよく問題を解決していく技能や態度の育成に努めるなど、日常生活の中での実践性に留意した学習の深化を目指す。

人権・同和教育を行うに当たっては、教育活動全体を通して行うため、教科等横断的な視点で指導計画を作成し、点検・評価しながら指導を進めることが重要です。指導計画を基にしながら計画的・系統的な学習を進めていきましょう。

(1) 全体計画・年間指導計画の活用について

就学前教育における年間指導計画について

乳幼児期の発達段階を考慮した上で作成し、定期的に見直しをしながら保育・教育を進めることが大切です。

《事例》 人権・同和教育年間指導計画(一部) (内子町立内子幼稚園)

4歳児	目標	○日常生活に必要な基本的習慣や態度を身に付ける。 ○遊びの中で経験したことを、いろいろな方法でのびのびと表現する。 ○いろいろな経験を通して、友達や教師との関わりを深め楽しく遊ぶ。	
月	月の目標	人権・同和教育の視点	指導上の留意点
4	○喜んで登園し、幼稚園に親しみをもつ。 ○簡単な身の回りの始末が一人でできる。 ○交通ルールを知る。	○友達に気持ちよく挨拶できる。 ○遊具遊びを通して、教師や友達と遊ぶ楽しさを味わう。 ○交通安全指導を通して、正しい道路の歩き方を身に付ける。	○生活習慣の個人差をふまえ、生活の仕方について、様々な場を捉えて徐々に知らせる。 ○道路の歩き方、渡り方、信号の見方など安全にできるよう、実際に指導する。
5	○好きな遊びを見付け、教師や友達と一緒に遊びを楽しむ。 ○春の自然に触れる。 ○生活の仕方が分かり、自分でできることをする。	○友達と一緒に遊ぶ中で、友達に親しみをもつ。 ○春の草花や小動物に関心をもつ。 ○道具や用具は、決まりを守って譲り合って使う。	○遊びに入りにくい幼児には教師が言葉を掛け、友達同士の関わりがもてるよう援助する。 ○自然に触れる中で親しみをもって関わり、命の大切さを場に応じて知らせる。
6	○好きな遊びの中で自分を出しながら、教師や友達と一緒に遊ぶ楽しさを知る。 ○身近な自然に触れ、興味・関心をもつ。	○遊びに必要な言葉を使って友達と遊ぶ。 ○動植物と関わったり、世話をしたりして、優しく接する。	○遊びの中で順番を守ったり譲り合ったりする大切さに気付くように指導する。 ○小動物の世話をするのを見たり手伝ったりしながら、優しさやいたわりの気持ちを育てる。
7	○水遊びやプール遊びなど友達と一緒に遊ぶ楽しさを知る。 ○夏休みの過ごし方を知り、楽しみに待つ。	○水遊びの、決まりや約束を守ろうとする。 ○友達と一緒に水遊びをし、水に親しむ。 ○決まりのある生活について話し合い、夏休みを楽しみに待つ。	○幼児が遊びの中で発見したことを、他の児童にも伝える。 ○開放感を味わう中で、その時に守らなければならない決まりについて指導し、安全に楽しめるようにする。 ○夏休みについて具体的に話し、期待をもたせる。

学校教育における指導計画について

人権・同和教育全体計画

学校における人権・同和教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、人権・同和教育の目標を達成するための方策を総合的に示したもの



人権・同和教育年間指導計画

全体計画に基づき、児童生徒の発達段階に即して各年度に行う人権・同和教育の指導内容・方法等を具体化した全学年にわたる指導計画

年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、教職員が共通認識をもって人権・同和教育に取り組むため各年度に行う人権・同和教育の指導内容・方法等を具体化したものです。毎年見直しを行いながらアップデートしていくことが大切です。年間指導計画を基にして、教育活動全体を通して計画的・系統的に学習を進めていきましょう。



《参考》 中学校第3学年 人権・同和教育年間指導計画（一部）

月	教科等	主題・単元名	資料等	ねらい(人権・同和教育の視点から身に付けさせたい力) 【個別の人権課題】《普遍的な視点》（3つの側面）
12	英語	Lesson 6 Stevie Wonder	教科書	視力を失いながらも、周囲との関わりを大切に、前向きに強く生きる主人公の姿の読み取りを通して、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて行動しようとする心情を育てる。 【障がいのある人】《共生社会の実現》（価値的・態度的側面）

人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチがあり、双方があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。年間指導計画に、人権教育を通して育てたい資質・能力（3つの側面）（参考 P14）や個別の人権課題、普遍的な視点を入れることで、より効果的に学習を進めていくことができます。

(2) 教科等横断的な視点について

教科等横断的な視点とは、単一の教科等に留まらず、複数の教科等を網羅するような広い視野をもつことです。「人権・同和教育」は、教育活動全体を通して行うため、教科等横断的な視点が特に重要となります。

《参考》 教科等横断的な視点を意識した年間指導計画(例)

第〇学年 人権・同和教育年間指導計画

	4月	5月	6月	7月
各 教 科				
道 徒 科				
特 別 活 動				
学 級 活 動				
児童会活動				
学校行事				
総合的な学習の時間	関連のある活動、つながりのある単元等を矢印で結ぶ。			
外 国 語 活 動				
家庭・地域との連携				

教科名
主題・単元名
資料等
ねらい
【個別の人権課題】
《普遍的な課題》
(3つの側面)

関連のある活動、つながりのある単元等を矢印で結ぶ。

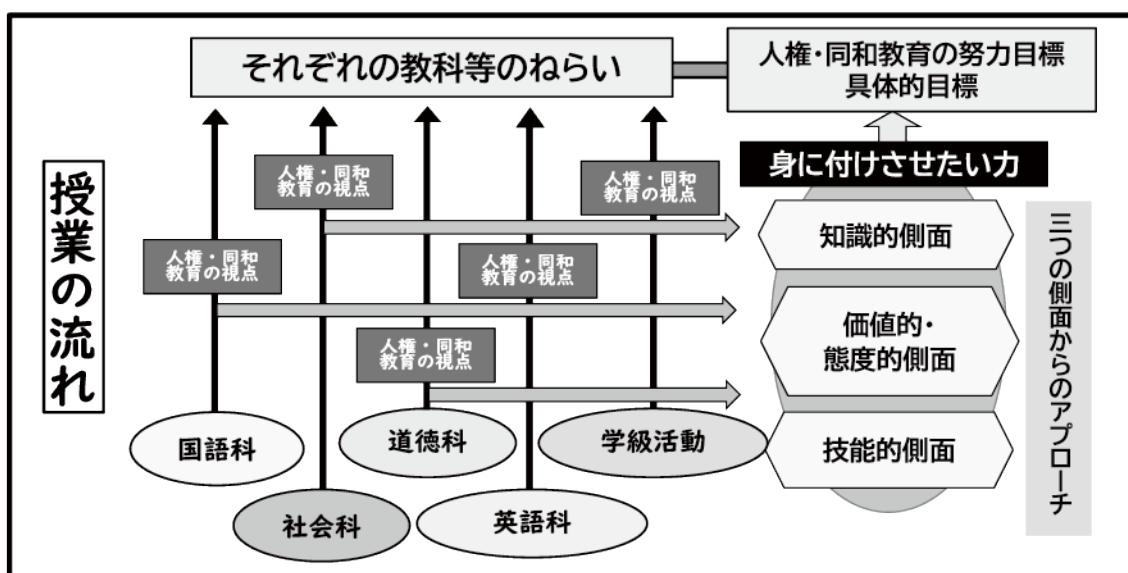
各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動等の教育活動、さらに、家庭・地域との連携を踏まえ、それらを相互に関連して展開できるような配列や時間配分を意識して、年間指導計画を作成します。

また、特に関連のある活動を矢印で結び、つながりを意識しながら学習を進めることも大切です。

(3) 人権・同和教育に視点を当てた授業とは

各教科等で同和問題学習をはじめとする様々な人権学習を行うに当たっては、人権・同和教育の視点を明確にして授業を行うことが大切となります。人権・同和教育の視点とは、授業において、教科等の見方や考え方等とつながる「人権・同和教育の努力目標」や「具体的目標」に向けて身に付けさせたい力のことです。各教科等のねらいを達成する過程において、どの場面で人権・同和教育の視点を当てて学習を進めるかを明確にすることが大切です。

その際の具体的な視点については、「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の、どの側面からアプローチしていくのかを考え、身に付けさせたい力を明確にすることが大切です。



《事例》 小学校第4学年 体育科(保健領域) 「育ちゆく体とわたし」

教科の目標

体の発育・発達、思春期の体の変化、よりよく発育・発達させるための生活について理解することができる。

人権・同和教育の視点

身体の「男らしさ」「女らしさ」について話し合い、性の多様性について考えることを通して、人が自分らしく誇りと尊厳をもって生きることの大切さを理解させる。【知識的側面】

《事例》 中学校第2学年 英語科 「Universal Design」

教科の目標

ユニバーサルデザインについて聞いたり読んだりしたことについて、英文を参考にしながら簡単な語句や文を用いて、自分が紹介したいユニバーサルデザインについて目的・場面・状況に応じた内容を伝え合うことができる。

人権・同和教育の視点

ユニバーサルデザインの事例や歴史について書かれた本文を読み、誰もが暮らしやすい社会とはどのようなものかを考えさせ、そのような社会の実現のために行動しようとする態度を育てる。

【価値的・態度的側面】

III 仲間意識に支えられた集団づくりの推進とは

1 教職員と児童生徒、児童生徒相互の豊かな人間関係づくり

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(義務教育)

4 仲間意識に支えられた集団づくりの推進

(1) 教職員と児童生徒、児童生徒相互の豊かな人間関係づくりに努める。

(1) 教職員と児童生徒、児童生徒相互の豊かな人間関係づくりとは

人とよりよい関係を築くためのチェックシート

教職員と児童生徒、児童生徒相互が豊かな人間関係づくりを進めるためには、教職員自らが人権感覚を磨いていくことが大切です。

次のチェックシートを学校の実態に応じて活用し、自分の人権感覚を点検してみてください。また、チェック後は、校内研修やグループワーク等で互いの結果を伝え合い、意見交換や話し合いをしてみましょう。

教職員の人権感覚チェックシート	
授業改善	<input type="checkbox"/> 授業の開始・終了時刻を守っている。 <input type="checkbox"/> 授業のめあてや学習課題を示し、児童生徒が見通しをもって授業に参加できるようにしている。 <input type="checkbox"/> 授業の中で見通しや振り返りの場を設定している。 <input type="checkbox"/> 多様な意見が出されるように授業展開を工夫している。 <input type="checkbox"/> 多様な意見や考え方(発言)を大切に取り上げている。 <input type="checkbox"/> 一斉授業の中でも、ペア学習やグループ学習などを取り入れている。 <input type="checkbox"/> 友達にとって本当にためになる関わりをしようとする雰囲気づくりに努めている。 <input type="checkbox"/> 発表はみんなの方を向いて行われ、発表を聞くときは発表者の方を見るなど、傾聴の雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> 児童生徒に互いの努力や成長を評価させる機会をつくっている。 <input type="checkbox"/> 授業の中で「分からない」と言える雰囲気がある。
	<input type="checkbox"/> どの児童生徒にも積極的に挨拶している。 <input type="checkbox"/> 児童生徒一人ひとりの顔を見て、敬称を付けて名前を呼んでいる。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の前では腕を組まないように心掛けている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の話が終わらないからは、自分の意見を言わない。 <input type="checkbox"/> 「また君か」など、決め付けた見方で発言をしていない。 <input type="checkbox"/> 失敗などをみんなの前で馬鹿にするような発言をしていない。 <input type="checkbox"/> 学校の「いじめ防止基本方針」に基づいて適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 個人的な注意や指導は、全体の場ではなく個人を呼んで行っている。 <input type="checkbox"/> 指導の際には複数対応を原則とし、児童生徒に丁寧な指導をしている。 <input type="checkbox"/> 欠席の児童生徒の机上等のプリントを確認し、乱雑に扱わない。
生徒指導	<input type="checkbox"/> 児童生徒との約束を守っている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒が話し掛けてきたときは、ペンを置き、顔を見て、話を聴いている。 <input type="checkbox"/> 作品の展示や掲示をするときは、誤字・脱字などに注意を払っている。 <input type="checkbox"/> 「レベルの高い学校」「いい職業」「主要教科」という言い方をしていない。 <input type="checkbox"/> 行動面だけを見て叱るのではなく、背景を考えるようにしている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒が話し掛けてきたとき、「後で」と約束して、そのままにしないようにしている。 <input type="checkbox"/> デリケートな話(進路・体調・家庭事情・友人関係等)を周囲に聞こえる状況で話していない。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の提出物を長期間、手元に置いたままにしていない。 <input type="checkbox"/> あだ名や人が傷付く言葉、プライバシーに関わる落書きを放置しない。 <input type="checkbox"/> 職員室や教室に、児童生徒の個人情報を他人に見える状態で置かないようにしている。

【主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善】

児童生徒の学ぶ権利を保障するため、授業改善は重要です。「自分を大切にするとともに他の人も大切にする」という考え方を基にして、単元構成や指導方法、評価の在り方などについて確認してみましょう。

「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)策定以降の補足資料～」に人権教育の指導方法の基本原理として、「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」を行うことが示されています。これらは「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながるものです。

ICT機器の活用も効果的です。1人1台端末を活用した、分かりやすい授業、誰にも出番のある全員参加の授業を行うことによって、児童生徒の自尊感情を高めることが期待できます。また、ICTを活用した支援や通信教育、オンライン教材等の活用は、不登校や病気療養中の児童生徒の教育機会を確保することにつながります。

【人権尊重の理念に立った生徒指導】

生徒指導には「一人ひとりの児童生徒の人格を尊重する」という要素が含まれています。一人ひとりの児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と相通するものであり、人権教育と生徒指導には、密接な関係があります。

生徒指導は「成長を促す指導」「予防的な指導」「課題解決的な指導」の3つに分けられます。いじめや暴力行為など、課題解決的な指導は、人権侵害の解決につながる大切な指導です。また、成長を促す指導や予防的な指導を認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力の育成につながります。

生徒指導に関しては、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要が取りまとめられていますので、参考にしてください。

【人権尊重の視点に立った学級経営や学校管理】

学級は児童生徒が学校生活の多くを過ごす場であり、学級経営は、人権に関する知的理閑や人権感覚を養うために重要な働きをします。人権教育の推進を図る上で、人権が尊重され、安心して過ごせる学級とならなければなりません。そのため、学校生活全体において、人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があります。こうした学校・学級の雰囲気は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要です。

あわせて、教職員には、働き方改革等により日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、その中で人権感覚も培い、教育活動に活かしていくことが求められます。

学校において、人権教育を組織的に進めていくためには、校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって取り組む体制を整える必要があります。

2 人権を尊重する心の育成

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述（義務教育）

4 仲間意識に支えられた集団づくりの推進

(2) 全ての教育活動で、望ましい集団活動の場を設定し、正義感や公正さを重んじる心、他の人と協調し人権を尊重する心などを育む。

人権を尊重する心の育成のためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的的理解を徹底し、深化することが必要です。それに加え、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが必要となります。さらに、こうした知的的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められます。

《参考》 人権感覚と人権意識

人権感覚とは、人権の価値やその重要性に鑑み、人権が擁護され、実現されている状態を察知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許せないとするような、価値志向的な感覚です。

人権意識とは、人権感覚が健全にはたらくとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せざるを得ないとする意識のことです。

学級づくり

学級は、児童生徒一人ひとりの可能性を十分に発揮できる場であるとともに児童生徒の悩みや悲しみを共に解決できる、楽しい生活の場、学習の場でもなければなりません。

また、児童生徒は認められることによって、より一層、自分の存在感を認識することができます。児童生徒の自主的活動を保障するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、誰一人として取り残されない学級づくりに努めなければなりません。

人権尊重を基盤とした学級づくりに努め、児童生徒が自分の考えをはっきりと述べ、自分自身の弱さも出すことができるよう安心できる集団をつくりていきましょう。

《参考》 隠れたカリキュラム

教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのです。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要となります。



《参考》 無意識の思い込み、ありませんか？？

最近、メディアでも取り上げられることが多くなったアンコンシャス・バイアス。アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み」のこと、自分ではそういうつもりがなかったとしても、実際には、ものや人などに対しての見方や考え方方が偏っている状態のことと言います。

このアンコンシャス・バイアスは、人生の経験の中で、身に付いてしまうもので、誰もがもっています。そのため、アンコンシャス・バイアスが外に向けて発動されなければ問題はありません。しかし、人は様々な関係性の中で生きていて、その関係性において、意図せず偏った見方を植え付けてしまう恐れもあり、「マイナス面での隠れたカリキュラム」とも言われています。

〈アンコンシャス・バイアス セルフチェック〉

- 男性は仕事をしてお金を稼ぎ、女性は家にいるべきだと思う。
- 高学歴の人は優秀だと思う。
- 障がいのある人は、働くのが難しいだろうと思う。
- 家庭科は男子よりも女子の方が得意だと思う。
- 野球部は男子が入部するものだと思う。
- 「普通は〇〇だ」「それって常識だ」と思うことがある。
- 男性よりも女性の方が料理上手だと思う。
- 来客時にお茶を出すのは女性の方がいいと思う。

(参考) 愛媛県教育委員会人権教育課
「幸せへの道」第109号



3 自他の大切さを認め合い、将来にわたって支え合う集団づくり

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(高等学校等教育)

4 仲間意識に支えられた望ましい集団活動の推進

(3) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す取組を通して、将来にわたって支え合う集団づくりに努める。

自尊感情の高まりや、他者の人権を尊重し、共に生きることの大切さについての認識は、集団の中における様々な人との関わりの中で確認されるものです。そのためには、教職員と生徒、生徒相互の信頼関係を深め、認め合い、支え合う学習集団の育成に努めていくことが必要です。

また、こうした集団生活の中で、生徒一人ひとりは、人間としての在り方、生き方についての自覚を高め、人権に関わる様々な課題の解決に向けて、自己の果たす役割についての理解を深めていきます。

このような学習集団を形成することで、学校生活だけにとどまらず、卒業後、社会人として生活していく上でも、強い絆によって結ばれた人間関係で自他を大切にできる人づくりを行っていくことが大切です。

【事例】人権委員会の取組（県立宇和島東高等学校津島分校）

自他の大切さを認め合い、戒め合い、支え合う仲間意識の育成のために

令和4年度 宇和島市人権啓発動画制作担当校としての取組

- 宇和島東高等学校津島分校では令和4年度、宇和島市人権啓発課の協力を得て人権啓発動画の制作に取り組みました。
- 校内人権委員が中心となって台本を作成し、市人権啓発課の後援によって、宇和島ケーブルテレビが動画の撮影及び編集を担当しました。

活動① 動画のテーマ及び内容の決定

- 生徒たちにとって、最も身近な問題であるSNSにおける差別の事例について考える内容の動画にしようと、スマートフォンの正しい利用の仕方やSNS等がいじめにつながる危険性を動画で伝えようと計画しました。
テーマ 「しない！させない！ネットいじめ」

活動② 自分たちの思いを動画にして地域へ発信

- 動画は令和4年の秋から宇和島市内で放映されました。（約200回程度）
- 津島分校人権委員の活動を地域の方々に知ってもらう貴重な機会となりました。この活動は生徒が自分自身を見つめ直す機会となり、人権意識の高揚にもつながりました。

活動③ 令和5年度 動画を活用した出前授業の実践

- 制作した動画を教材化して「SNSでのいじめをなくそう」という主題で、2年生人権委員が主体となり人権・同和教育ホームルーム活動の運営に取り組みました。
- 津島分校1年生のホームルーム活動で出前授業を実施しました。
- 津島中学校3年生を対象に出前授業を実施しました。
- 宇和特別支援学校知的障がい部門1年生産業科で出前授業を実施しました。

【出前授業を通しての生徒の感想（宇和特別支援学校での授業を終えて）】

- 今回の授業を通して、今まで自分では気付かなかった意見や考えを知ることができました。自分たちで授業をするのは少し緊張しましたが、たくさん意見を言ってくれたり、問い合わせに反応してくれたりしたので、楽しく授業に取り組めました。障がいがある、ないに関わらず同じ高校生として学び合うことができました。
(津島分校人権委員)
- 今回SNSの危険性を教えてもらってとても勉強になりました。いじめはダメなことだし、プライバシーを侵害したり、誹謗中傷したりすることもいけないと分かりました。動画の中では、特にコミュニケーション不足がいけないと思います。コミュニケーション不足が仲間外れにつながっていると感じます。今回津島分校の先輩方から教えてもらったことを大切に覚えておきたいと思います。
(宇和特別支援学校産業科1年生)

人権啓発ムービーを活用した出前授業の指導案（津島分校人権委員会による）

主　題	「しない！させない！ネットいじめ」			
主題設定の理由	令和4年度に宇和島市人権啓発課、宇和島ケーブルテレビ、本校人権委員会が制作した人権啓発ムービー「しない！させない！ネットいじめ」を教材に、生徒にとって身近なSNSでのトラブルを通して、インターネットにおける人権侵害について理解を深めるとともに、自身の取るべき行動を主体的に考えさせたいと思い、この主題を設定した。			
指導のねらい	1 ネットいじめの事例を通して、不適切な言動を見抜く力を養う。 2 ネットいじめの事例を通して、いじめを主体的に解決する態度を養う。 3 ネットいじめのないクラスをつくるために自身の取るべき行動を考え、スマートフォンを適切に使用する実践力を身に付ける。			
事前の準備	1 アンケートに回答させる。 2 人権委員を中心に打合せをしておく。			
	活動内容	時間(分)	指導上の留意点	資料及び教具等
導入	本時の目標を確認する。	5	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が主体的に活動できるよう前向きな言葉掛けをする。 	プロジェクトパソコン 事前に、授業実施校でアンケートを行い集計結果を伝えます。
本時の活動展開	1 アンケート結果からスマートフォンの使用について振り返る。 2 ネットいじめの事例について動画から学ぶ。 (1) 問題点を考える。 (2) 解決策を考える。	5 30 5	<ul style="list-style-type: none"> クラスの状況や、深刻化するネットいじめの現状を理解させる。 問題点を意識しながら視聴させる。 場面設定を明確にして、具体的な解決方法を考えさせる。 傍観者の立場をとらず、当事者意識をもって行動することの重要性に気付かせる。 	人権啓発動画 ワークシート付箋紙 動画の展開に沿って、その都度問題点や課題を話し合います。
	3 ネットいじめのないクラスをつくるために自分たちがすべきことを考える。		<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンの特性を意識しながら考えさせる。 	
整理	本時のまとめをする。	5	<ul style="list-style-type: none"> 本時で学んだことを生かしてスマートフォンの適切な使用を心掛けるよう促す。 	
評価の基準等	1 ネットいじめの事例を通して、不適切な言動を見抜き、当事者意識をもって問題を解決していくと真剣に考えることができたか。 2 ネットいじめのないクラスをつくるために自分たちができるることを主体的に考え、スマートフォンを適切に使用するための実践方法を考えることができたか。			

※ 出前授業に関する資料については宇和島東高等学校津島分校へお問い合わせください。また、人権啓発動画は津島分校ホームページに掲載されています。

4 様々な人権問題の解決に向けて取り組む意欲や技能、態度を育成するためには

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(義務教育)

4 仲間意識に支えられた集団づくりの推進

(4) 自ら参加し、体験して学ぶ活動を通して、仲間意識を高め、協力し合って、身の回りにある様々な人権問題の解決に向けて取り組む意欲や技能、態度を育てる。

人権を尊重する生徒を育てるためには、人権についての豊かな感性を養うとともに、知識だけでなく技能や態度を身に付けさせる学習内容の創意工夫が必要です。

例えば、児童生徒がそれぞれに課題や計画を設定し、主体的に取り組むことによって達成感が生まれ、そこから意欲や関心が高まっていきます。また、ボランティアなどの体験学習を通して、他の様々な人権についての学習へ広がりをもたせていくことも、人権教育の取組への意欲や関心を高めていく上で大切なことです。

自分の気持ちや考えを自由に述べ合うことができる信頼関係の築かれた学習集団の中でこそ、コミュニケーション能力を高め、アサーティブネス(相手の考え方や意見を尊重しつつ、自分の気持ちを伝えるコミュニケーション技法)などを身に付け、よりよく問題を解決していくとする意欲を高めていくことができるのです。

(1) 主体的な学びを大切にする 参加的

生活のあらゆる場面で様々な課題を具体的に捉えることを通して、児童生徒が自分の生活と結び付けながら、課題意識をもって主体的に学びに参加していくことを大切にします。

- 学習課題の発見・内容の選択→児童生徒一人ひとりの思いや願いを生かす

(2) 人との関わりを通して学ぶ 協力的

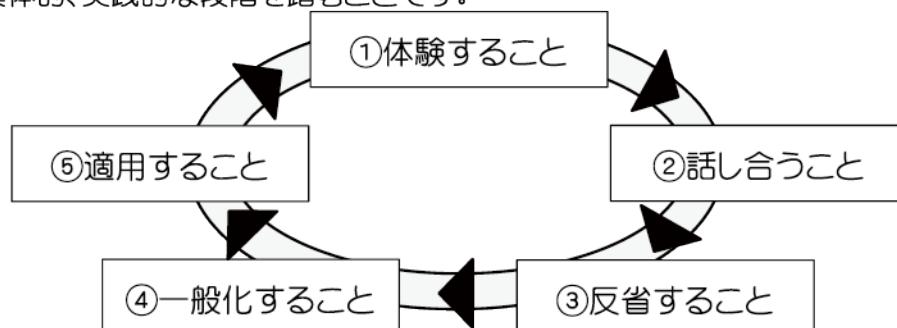
児童生徒や教職員、地域の人などが互いに協力して学ぶことを大切にします。また、様々な人の関わりを通して、その人の生き方や考え方を学ぶことのできる場を設定します。

- コミュニケーション能力→受容、傾聴、非攻撃的自己主張、多様な表現方法など
- 想像力・共感力
- 人間関係調整力・問題解決力
- 公平・公正な思考力・判断力

(3) 体験などを重視した学習を推進する 体験的

自分の生活と結び付けながら、地域で具体的な体験を通して学んでいく活動を大切にします。

「体験」することは、それ自体が目的ではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くもので、「体験」「話し合い」「反省」「一般化」「適用(実践行動)」という具体的、実践的な段階を踏むことです。



≪事例≫ 生徒会の取組（西予市立宇和中学校）

制服をテーマにした生徒総会における話し合い活動

【①体験すること】【主体的な学び】

これまでにも服装や制服等について生徒会で話し合いを重ねており、「制服について話し合いたい」という意見が多く挙がる。

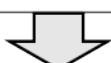


【②話し合うこと】【人との関わりを通して学ぶ】

学級や生徒総会で話し合いを行う。

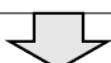
賛成意見 制服によって苦しい思いをしている人がいるかもしれない
時代に合わせて制服を改正するのはよい
女子でもズボンがはけるようにしたらよい など

反対意見 今のままでも困ることがない
費用がかかる
変更されたら混乱する など



【③反省すること】

話し合いが進んでいくうちに、全体のことを考えた意見が少しずつ増える。



【④一般化すること】

生徒一人ひとりが何を着用したいかが違っているため、一律ではないほうがいい。



【⑤適用すること】

制服の選択ができるようにしたらしいのではないか。
私たちに「今」できることは何だろうか。考えていく。

<現在>

女子生徒の長ズボン着用可になった。
来年度から制服が変更になる予定で検討委員会が立ち上がった。
服装（ポロシャツの着用、靴、靴下の色）について試行期間を設定した。

【人権・同和教育の視点】

生徒と先生の関係で言えば、生徒の方が弱者です。例えば、「生徒とは先生の言い付けを聞くのが当然である」という論理がまかり通る学校であれば、そこで、先生の言う通りにしない者は、悪者として扱われる可能性があります。

この取組においては、教員が生徒の提案を聞き、共に考える姿勢を見せています。その姿は、生徒の目に、生徒の権利を保障し、人権を尊重する人間の姿として映っていることでしょう。



IV 人権尊重の意識の高揚を図る啓発活動の推進とは [社会教育]

愛媛県教育委員会「R5人権・同和教育指導の手引」の記述(社会教育における努力事項)

2 人権尊重の意識の高揚を図る啓発活動の推進

- (1) 幼児から高齢者に至る幅広い層の多様な興味・関心に応じ、日常生活で活用することができるような啓発資料や教材づくりに努める。
- (2) 地域の実情に応じた効果的な啓発が実施されるよう、人材、施設、プログラム等の共有化を図るなど、学校教育と社会教育との連携や融合を促進する。
- (3) あらゆる場を通じて、広報誌やマスメディア、インターネット、視聴覚ライブラリーなどを活用し、家庭や地域に人権文化を根付かせるための宣伝、情報提供に努める。

《参考》 人権文化

「人権教育のための国連10年」の活動は、地球上のどこにおいても人権が尊重されることを社会規範にしようとして進められてきたものであり、その基本理念である「人権という普遍的な文化」とは、人権についてお互いが理解し、尊重しあうことが暮らしの中の一つの文化(人権文化)として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

愛媛県人権施策推進基本方針[第三次改訂版]より

1 社会教育を行う上でのポイント

地域社会は、そこが人々の生活の場であることから、一人ひとりが生きがいをもって豊かに生活するために、多様な学習意欲に対応した人権・同和教育の充実が求められています。人々の学習要求に応えることは大変重要で、同時に、今後の人々の生活にとって何が必要なのかを分析し、学習を提供していくことは、全ての人々が現代社会を豊かに生きていくために不可欠です。家庭と学校、地域社会が連携し、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学ぶことができるよう、学習の場の提供や機会の充実を図ることが大切です。また、学びを広げ深めるために社会教育における学習体制の充実も必要です。

2 日常生活で活用することができる啓発資料や教材づくりとは

人権を自分自身の日常生活の中の課題と結び付けたり、日常生活の中で捉え直したりすることは、新しい自分を発見し、自分自身の生き方を見つめ直す機会が提供されることにつながり、人生を豊かなものにする上で大変重要です。

それぞれの地域で、住民が主役となり、相互に教え合い、学びえるような、主体性のある地域ぐるみの人権・同和教育の推進が求められています。

地域教材づくりをするに当たって

地域におけるフィールドワークなどの活動と関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化します。市町においては、これに関連する資料等が図書館などに保管されていることが多いので、それらの活用も効果的です。

そして、教材を開発するに当たっては、まず何よりもその学びの目的が明確にされなければなりません。その教材から、地域住民にはどのような知識や技能を身に付けてもらいたいのか、どのような意識や態度を育みたいのかが、具体的に設定されている必要があります。

地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、住民自身が自ら教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたいところです。

『事例』 地域での教材づくり（西予市）

地域の人材の紙芝居を活用し、ハンセン病問題の解決に向けての施策や啓発活動を推進することをねらいとしました。

「明浜だからこそ塔和子の紙芝居がほしい」との声や、塔和子没後10年という節目であることを受け「塔和子ふるさとの会」と明浜小・中学校教職員との協働で「ハンセン病を生きて」と題した紙芝居を作成しました。作成に当たっては、感情を強要しないことや、小学校中学年も理解できる言葉を使うことなどを取り決めました。また、作成者たちの思いや願い、疑問や課題を明確にしました。例えば、「本人や家族への差別を恐れて偽名を使う療養所の生活の中で、生きる希望を失わなかったのはなぜなのか」や「ハンセン病は治ったが国の隔離政策は続いた。『帰りたい』のに『帰らない』のはなぜだろう」のようなメッセージを込めました。

今後は、子どもから大人まで広く塔和子のことを知ってもらい、紙芝居だけでなくDVD化をするなどいろいろな方法で周知と理解を深めていきたいと考えています。



地域住民の多様な興味・関心の把握

教材づくりにおいては、住民の多様な興味・関心を把握し、それに応じて作成することが大切です。興味・関心を把握するために、県内の各市町では数年に1回のペースで、市民意識調査や住民アンケートを実施しています。市町によっては、その結果を参考に、人権・同和教育の推進に役立てています。また、これらの情報はホームページ上にも公開されているため、閲覧することができます。

«事例» 地域住民の興味・関心の把握 (西予市)

長年継続してきた「懇談会」「学習会」「人権のつどい」等の場で出される声は貴重です。社会教育の場であった公民館がセンター化されても、マルシェ(市場・直売所)や盆踊り、産業文化祭等の行事の場を借りて人権啓発を行うなど、社会教育担当者の積極的な参加で地域住民の生の声を拾うことができます。日々、人権感覚のアンテナを張り、情報収集に努めることが大切です。

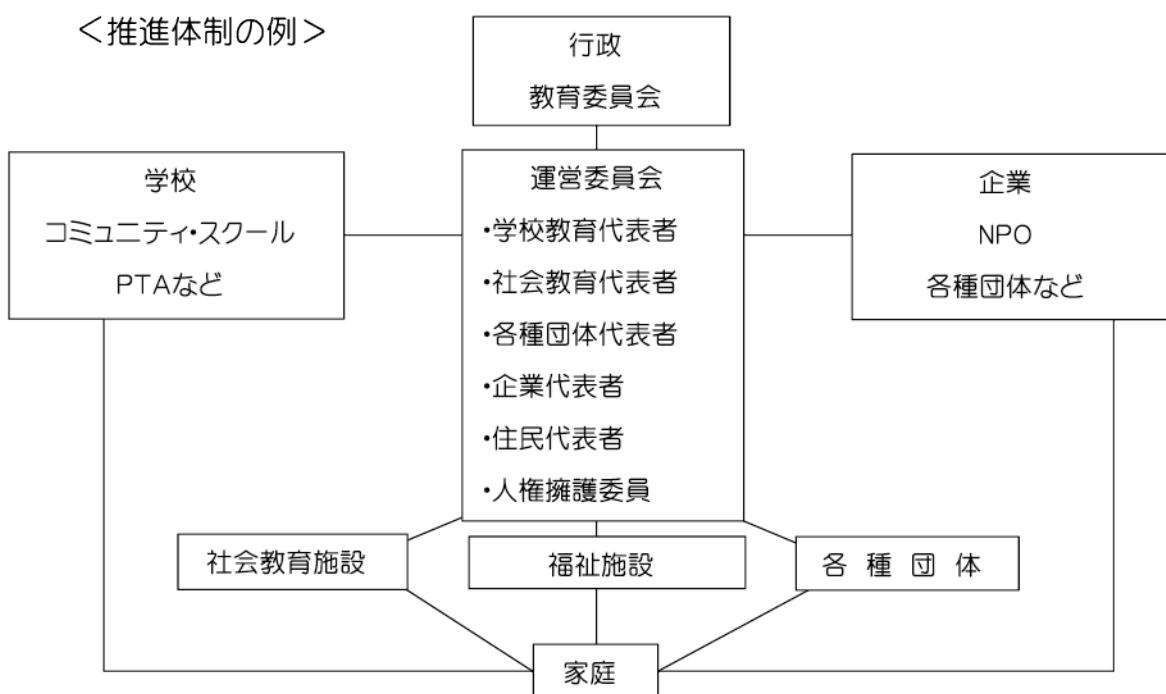
3 学校教育と社会教育との連携や融合を促進するとは

地域社会に人権文化を根付かせるためには、学校教育と社会教育が互いの役割を理解し、一つのことに取り組むことでその効果は上がると言えます。地域や家庭など様々な集団の中で主体的に人権・同和教育が推進できるよう、推進体制を整備するなど、積極的に取り組むことが重要です。

学社連携・融合に向けた推進体制づくり

推進体制の整備については、それぞれの集団の目的や性質をはじめ、組織、制度、施設・設備等を人権の視点から見直し、多方面から人権教育の推進をしていく体制づくりが必要です。

<推進体制の例>



《事例》 学社連携の取組（四国中央市）

本市では、社会教育の中心的役割として人権教育協議会があり、人権教育協議会の組織として社会教育部会と就学前部会と学校教育部会とがあります。

社会教育部会は、公民館や障がい者団体等の各種団体関係者や市内大手企業で組織されており、年に数回参集し、当年度の活動計画などを決め、様々な研修等を実施しています。

就学前は園長会や就学前部会、学校教育は校長会や人権・同和教育主任会を年に数回開催し、それぞれが取り組んでいる活動や抱えている課題などを話し合ってあります。また就学前と学校との縦の連携を大切にするため、就学前・学校教育部会も開催しています。

研修会は、本市に勤務する市職員、小・中・高等学校の教職員が差別の現実に深く学び、一人の人間として差別を許さない生き方を確立していくために始められました。

本市の人権・同和教育は、学校教育・社会教育が一体となって取り組み、一切の差別を許さない家庭や地域づくりと差別解消に向けて行動できる市民の育成を目指しています。そのためには、教職員、市職員が研修を通して差別や人権について正しい理解と認識を深めた上で、市民の先頭に立って、差別を許さず、差別をなくしていくため行動することが求められています。このように、就学前や学校教育に行政や関係機関が「関わっていくこと」が大切であると言えます。

学社連携(融合)に向けた世代間をつなぐ取組

多様な人権課題について、その関心度には、世代間で大きな違いがみられます。このことは、「意識調査」の結果や研究大会の分科会参加者数に顕著に表れています。これらのことを解決するためには、教育や啓発につながり根気強く継続することが重要です。大切なことは「対話」の実施です。

《事例》 「対話」を重視した取組（松山市）

本市では、学校において同和問題をはじめとする様々な人権問題についての学習にどのように取り組み、その成果を人権・同和教育参観日等の場を設け、どのくらい精力的に行っているかどうか、学社担当者双方が対話することによって確認しようとしています。話し合いにより、取組内容が深まるというメリットが考えられます。

前掲の取組に参加した人たちを中心に、学校での取組を基にした学習会を開催します。その際に、対話を積極的に行い、この学習会で得たことを地域学習の場にもち帰つてもらいます。そして、それぞれの地域での人権学習を深めるために懇談会をもつようになります。対話をすることにより理解の促進を図ろうと計画しています。子どもたちの取組を知ってもらうことで、啓発促進の力につなげたいと考えます。

4 家庭や地域に人権文化を根付かせるための宣伝、情報提供とは

人権・同和教育の学習機会は、学校や公民館等を通じての公的な学習の場だけではありません。家庭やマスメディア等を通じての日常的な生活の場も、全ての年齢層、全ての人間に人権尊重の理念を浸透させるために重要な役割をもっています。人権・同和教育を広く推進していくためには、あらゆる場面を捉え、学習機会を提供していくことが必要です。

宣伝、情報提供をするに当たって

自分は差別していないと思っていても、社会には差別する行為があり、被差別の立場に置かれる人が存在する可能性があるということを、あらゆる場面を通して意識できることが、差別を自分の問題、人権と同じ人間の問題として考える基礎となります。近年のSNSの普及とともに様々な宣伝、情報提供が考えられます。

《事例》 情報提供の取組①（松山市）

市内にある「ふれあいセンター」が「センターだより」を発行し、それぞれの地域での人権啓発に尽力しています。また、「人権啓発フェスティバル」「人権週間」街頭啓発などを通じて、機会あるごとに啓発に努めるとともに、動画配信によって視聴できるよう取り組んでいます。市のホームページに人権啓発資料を「人権の本棚」として掲載し、誰でも学べるようにしています。更新も随時行い、新たな情報源として活用していただけるよう努めています。

《事例》 情報提供の取組②（四国中央市）

人権・同和教育会報を隔月に発行、全戸に配布し市民啓発を進めています。会報は、同和問題をはじめとする様々な人権問題を取り上げ、それぞれの人権課題を身近に感じることのできる内容となるよう意識して作成しています。

本市の人権教育協議会のホームページ上で、会報や人権劇などの動画を掲載したり、人権・同和教育研修会の情報を発信したりして、市民の人権意識の高揚を図っています。

また今後、学校教育の調べ学習でも市の人権教育協議会のホームページを使えるよう、内容の充実を図っていく必要があります。

他市町の取組を知る

各市町のホームページで人権・同和教育に関する取組を閲覧することができます。また、各市町で開催する人権・同和教育研究大会や、愛媛県人権・同和教育研究大会などへ参加することで他市町の取組を知り、学ぶ機会になります。各種研究大会や研修会に積極的に参加し、質疑応答や意見交換、協議の場面で情報交換を図ることで他市町の担当者とのネットワークが広がることもあります。

『事例』 情報発信のひと工夫（松山市）

情報提供において次のことに留意しています。

タイムリーな話題の中に顕在または内在する人権課題を明確にすることにより、人権は身近なものであることを認識してもらうようにしています。また、地域に身近なテーマで人権の内容について啓発できるようにしています。行政側からの一方通行の情報提供ではなく、住民の方の声を聴きながら発信できるように試みています。

社会教育における人権・同和教育の学習形態

限られた時間でより効果的な学習の場とするためには、多様な学習形態の特色を理解した上で、目的に応じて活用することが大切です。

テーマに応じて学習形態を工夫することで、参加者の学習意欲が向上し、活発な学びの場につながります。社会教育担当者自身が、様々なことに挑戦を繰り返すことで、地域住民の人権・同和教育に対する学びが飛躍的に変化する可能性があります。

様々な学習形態（例）

学習形態	概要	留意点
講義・講演 (含オンライン)	専門的知識をもつ講師から話を聞くことによって学習を進める。一度に多数の参加者を対象にできる。	受動的な学習になりやすいため、学習者の実態にあったテーマの設定や課題意識の喚起が必要である。
映画・動画視聴	意図、目的をもって制作された映像作品などを視聴することで学習を進める。多くの学習者の感性に直接訴えることができる。	状況に応じて視聴前の解説や視聴後の話し合いなどの学習活動が必要となる。
研究協議	テーマについて参加者全員、もしくはグループで話し合う。参加者が課題意識をもって参加することで互いに学習が深まる。	意見を出しやすい雰囲気づくりとテーマの設定など、企画に当たっては配慮と工夫が必要となる。
コンサート、人権劇等	歌や劇の鑑賞などを通じて人権について考えたり、認識を深めたりする。視聴者の感性に直接訴えかけ、感性を高めることができる。演じる側にとっては、その過程自体が学習となる。	演じる側の発表の場に終わらないように計画や打合せ等が必要である。また、様々な年代が参加しやすい工夫も大切である。
参加体験型 (ワークショップ)	ゲームや作業、疑似体験、役割演技等、主体的な活動を通じて、学習内容のねらいを参加者自らが見付け出していく。学習者の主体性を大切にして学習のねらいへと導くことができるため、問題への関心や意欲を高めることができる。	効果的な学習を成立させるためには進行役の人権課題に対する幅広い知識が必要となる。

資料作成委員

新居浜市立惣開小学校	教諭	中野美由紀
松山市立五明小学校	教頭	宮内 健作
大洲市立新谷小学校	教諭	櫻田 聖二
上島町立魚島中学校	教諭	木村 浩志
伊予市立双海中学校	教諭	重松 邦広
松野町立松野中学校	教諭	中井 智子
愛媛県立松山工業高等学校	教諭	吉田 亮一
愛媛県立野村高等学校	教諭	小山 尊浩
愛媛県立宇和特別支援学校	教諭	成田 千景
四国中央市教育委員会生涯学習課	係長	竹本 浩隆
松山市人権啓発課	人権啓発指導員	齋藤 照夫
西予市生活福祉部人権啓発課	人権啓発指導員	上田 武

なお、人権教育課においては、次の者が本書の編集にあたった。

課長	佐々木 直	主幹	渡部 和宏
係長	竹繩 浩二	担当係長	樋口 典子
担当係長	藤原 和憲	指導主事	福山 裕章
指導主事	河中 辰仁	指導主事	月岡 俊
指導主事	田村耕一郎	指導主事	楠岡 誠
専門員	青野 礼		

(参考) 人権教育推進の手引(平成14年3月)
愛媛県教育委員会



人権・同和教育資料

人権・同和教育指導のための基礎資料

～指導の手引の実践化に向けて～

発行 令和6年2月

編集者・発行者 愛媛県教育委員会人権教育課